

様

令和9年度 県の施策等に関する重点要望事項



佐世保市
佐世保市議会

佐世保市政の推進につきましては、かねてから格別の御指導、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、2050年の総人口は全国で17%の減少に対し、本市はそれを大きく上回る30%以上の減少、また、人口減少速度も前回推計時（H30）と比較して、本市は10年前倒しになると推計されており、人口減少対策や地域経済の活性化が喫緊の課題となっております。

本市では、様々な施策を通じて課題の解決に取り組んでおりますが、国策に協力し、原子力船「むつ」の修理を受け入れたにもかかわらず、九州新幹線西九州ルートは佐世保を通らない短絡ルートとなり、さらに、活性化につながる起爆剤として期待していた特定複合観光施設（IR）については不認定の決定が下されるなど、本市を取り巻く環境は依然として大変厳しいものとなっております。

また、本市は令和8年度から段階的に最大27.5%の水道料金の値上げを行い、全国類似団体トップクラスの料金水準となりますが、これは人口減少に加えて、水源不足が要因の一つとなっており、水道事業の持続性を確保していくうえでの大きな課題となっております。

さらに、本市には、米軍及び海上・陸上自衛隊の基地等が所在し、かつ有人国境離島を有しているなど、我が国の安全保障において非常に重要な役割を果たしておりますが、その性質上、市単独では解決できない課題が山積しております。

一方、防衛施設の所在は本市経済にも大きく貢献しており、2024 年度調査では基地による経済波及効果が約1,322 億円に達し、地域経済を支える重要な柱となっています。

こうした実態を踏まえ、「佐世保市基地経済ビジョン」を策定し、市内造船所を中心とした艦船修理のサプライチェーンを強靱化する取組を進めていくこととしており、国の防衛力の強化にも寄与できるものと考えております。

県北地域の中心都市である本市はもとより県北地域全体の今後の発展のためには、新たな経済活性化策を県市連携により展開する必要がありますが、その効果を十分に、かつ効果的に波及させるためにも、これまでの長年にわたる要望事項について、確実かつ早期に実現させることが必要不可欠であります。

以下に掲げる令和9年度における要望事項は地域活性化に欠かせないものでございますので、県におかれましては、これらの課題を共有いただき、事業の推進はもとより、財源的な支援、国への働きかけをあわせ、その確実かつ早期の実現につきまして、格段の御高配を賜りますよう切にお願い申し上げます。

令和8年6月

佐世保市長

宮島 大典

佐世保市議会議長

久野 秀敏

目次

※・・・「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事業

最重点課題	ページ
生活基盤関連事項	
1 石木ダムの建設促進 ※	4
2 水道事業に対する県の主体的関与	6
基地関連事項	
3 佐世保港におけるすみ分けの推進	7
4 造船能力の強化及び米海軍艦船の整備	9
5 崎辺地区等における防衛施設整備の更なる推進	10
6 米国原子力艦の寄港に係る諸問題	11
7 前畑崎辺道路の整備促進 ※	12
国際クルーズ拠点港関連事項	
8 佐世保港国際クルーズ拠点整備に関連する道路整備 ※	13
経済・観光関連事項	
9 企業誘致の推進	14
主要交通網関連事項	
10 西九州自動車道の整備促進 ※	15
11 一般国道205号の整備促進 ※	16
12 一般国道35号及び周辺交差点の整備促進 ※	17
13 J R 佐世保線等の輸送改善	18
14 地域の足であるバス等に対する支援の拡充	19
保健福祉関連事項	
15 佐世保地域の医師等医療人材の確保	20
16 離島地域における夜間の急患搬送体制の確保	22

最重点課題	ページ
農林水産関連事項	
17 佐世保市と畜場への支援	23
18 離島における家畜診療所の体制整備	25
離島関連事項	
19 有人国境離島法の延長等に向けた要望活動と先導的役割の取組	26
重点課題	ページ
離島地域の振興	
20 離島地域における医療対策の充実	28
農林水産業の充実	
21 鳥獣被害防止対策事業の推進	28
保健・福祉・医療の充実	
22 佐世保市子ども発達センター「療育部門」に対する支援	29
安全を支える環境整備	
23 急傾斜地崩壊対策事業の整備促進 ※	29
24 二級河川の整備促進 ※	30
25 相浦警察署統合後の地域の安全安心の確保	30
教育・文化の充実	
26 県北地域における文化芸術の振興	31
27 県立武道館の機能拡充	31
快適な生活と交流を支える基盤整備	
28 幹線道路の整備促進 ※	32
29 地域鉄道「松浦鉄道」の施設整備推進及び運転士不足に対応した支援策の充実 ※	33
30 離島航路の確保・維持	33

本市の最重点課題



佐世保港

1 石木ダムの建設促進①

「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項

要望事項

(所管) 土木部、県民生活環境部

1 石木ダムの早期完成に対する取り組み及び渇水時の支援

現状・課題

- 本市は、市制施行以来、深刻な水源不足に悩まされており、幾度も給水制限の実施に至り、およそ2年に一度は節水を呼びかける等の渇水対策を余儀なくされている状況にあり、市民生活のほか地域経済活動や市政の維持・発展において大きな制約となっている。
- そのような中、本市では令和4年度に給水制限の実施を見据えた渇水対策の実施を余儀なくされるなど、依然として厳しい水事情に置かれている。
- 本市の既存の6つのダム(取水設備)は、いずれも耐用年数を大幅に経過しており、老朽化が著しく進行しているが、その改修には長期の運用休止期間を伴うため、水源不足の現状では工事の着手が困難な状況である。老朽ダムの改修は喫緊の課題となっており、令和6年度に10度目となる工期延長を行った石木ダム建設事業は、令和14年度完成予定となっており、一層の県市の連携のもと、確実な進捗を図る必要がある。

昭和54年(当初完成予定年度)以降の渇水対策

＜給水制限＞

平成6～7年度

- ・制限期間264日間
- ・最大連続43時間断水

平成17年度

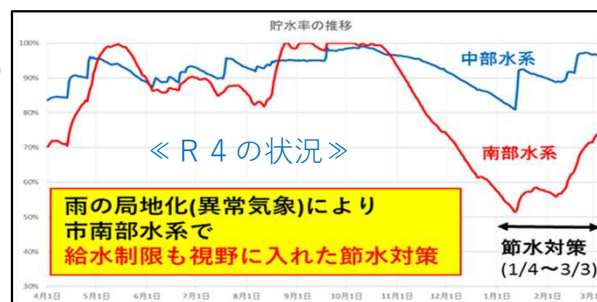
- ・制限期間8日間
- ・減圧給水制限

平成19年度

- ・制限期間160日間
- ・減圧給水制限

＜節水広報等＞

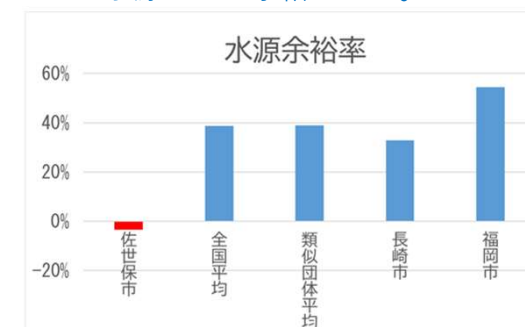
昭和57年度、昭和58年度、昭和59年度、昭和60年度、昭和61年度、昭和62年度、平成元年度、平成4年度、平成7年度、平成9年度、平成10年度、平成15年度、平成16年度、平成23年度、平成25年度、平成30年度、令和4年度、令和7年度(R8.2月時点)



＜水源不足の状況＞

全国平均、人口規模類似団体23団体平均、長崎市及び福岡市との比較。

- 水源余裕率
保有している水源に全く余裕がない。



※水源余裕率を示す表は、全国的な統計を行っている「水道事業ガイドライン」の中で直近のものです。
(平成26年度)

※本市の水源余裕率は、全国的な統計の直近値であるH26で-10.1%、H26以降の最低値でH27の-55.38%、現在の直近の過去3か年の数値もすべて0%を下回っている状況です。

＜参考＞本市の水源余裕率

年度	余裕率
H26 (全国統計記載最終年度)	-10.1%
H27 (H26以降最低値年度)	-55.38%
R4	-12.8%
R5	-1.64%
R6	-1.38%

1 石木ダムの建設促進②

「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項

現状・課題

(所管) 土木部、県民生活環境部

- 既存ダムの取水設備の老朽化が著しく進行しており、更新・改修及び堆砂浚渫が喫緊の課題となっているが、水源不足の状況下において、容易に着手できない状況にある。

	建築年次	経過年数 (R7.4時点)	設備の 耐用年数
山の田ダム	明治40年	118年	40年
転石ダム	昭和2年	98年	
菰田ダム	昭和15年	85年	
相当ダム	昭和19年	81年	
川谷ダム	昭和30年	70年	
下の原ダム	昭和43年	57年	

《老朽ダムの現況》 著しい老朽化のほか、有効貯水量が堆砂によって一部侵食



《平成6年の渇水状況》 市民生活、地域経済、防災活動、教育等のあらゆる面に大きな影響



その他、
学校給食、
プール閉鎖、
イベント中止、
公園トイレの
閉鎖など

事業の経過

- ・ 昭和50年 事業参画 (長崎県が治水事業として調査していた事業に、利水事業として参画)
- ・ 平成9年 補償基準締結 (地権者団体と補償基準を締結。以降、全67世帯のうち54世帯が移転)
- ・ 平成21年 事業認定申請
- ・ 平成21年～平成24年 ダム検証 (事業継続の判断を受ける)
- ・ 平成25年 事業認定告示
- ・ 平成26年 収用裁決申請 (以降、令和元年までに全用地の権利取得を完了)
- ・ 平成27年～令和2年 事業認定取消訴訟 (行政側の主張を支持する最高裁の決定)
- ・ 平成29年～令和4年 工事差止訴訟 (同上)
- ・ 令和3年9月～ ダム本体工 (基礎掘削) に着工

2 水道事業に対する県の主体的関与

要望事項

(所管) 土木部・県民生活環境部

- 1 節水型経営や渇水に起因した水道料金高騰に対する市民負担の緩和
- 2 市町村単独経営の限界や料金の自治体間格差の解消（経営の広域化等）

現状・課題

- 現状：本市の水道料金は、過去の渇水被害による大幅値上げを行った経過があり、全国でも高い料金水準。令和8年度から最終改定率27.5%の料金改定を実施。全国の人口規模類似団体中、最も高い料金水準となった。料金水準を引き上げている大きな要因は、「水源不足」（課題1）と「市町村単独経営の限界」（課題2）である。
- 課題1「水源不足」：石木ダム完成の遅れにより、ほぼ2年に一度渇水危機に直面。常に配水量を抑えた節水型の経営を強いられ、生活用水原単位は全国類団最小水準にある。このため「単価」に求めざるを得ない経営を強いられ、「水源不足」が「料金水準引き上げ」の要因となっている。
- 課題2「市町村単独経営の限界」：全国的な課題である人口減少による収益減、施設老朽化に伴う更新需要の増に加え、本市特有の地勢条件（斜面地が多い）による水道施設保有数全国最多水準、水源不足の未解消に伴う『節水型の経営』、全国最小水準の使用水量といった課題に対応するには、本市単独での経営に限界がある。

本市の水道料金改定経過

H9: +25%
H22: +20%

R8
料金
改定

H6、H17、H19の渇水被害による大幅改定
元々高い水準であった

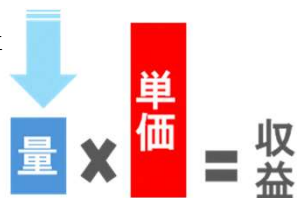
順位	団体名	水道料金
1	佐世保市	5,348円
2	福島市	5,093円
3	帯広市	4,455円
4	山形市	4,345円
5	上越市	4,284円
6	松江市	4,257円
7	佐世保市	4,095円
8	呉市	4,191円

※人口規模類似65団体・1か月20m3の水道料金

改定後
改定前

節水型経営のため原単位最低水準
※生活用水量を回答している42団体・原単位

順位	団体名	原単位
1	八尾市	303L
2	熊谷市	278L
3	岸和田市	267L
4	?	?
42	42団体平均	236L
38	つくば市	204L
39	佐世保市	203L
40	宮小牧市	196L
41	帯広市	191L
42	訓路市	186L



配水量抑制→単価に頼らざるを得ない



保有施設多＝維持費等大

要望内容

1 水源確保の早期進捗とともに、市民負担軽減につながる政策的措置を要望する。

- 節水型経営を続けざるを得ないのは、県を事業主体とする石木ダム建設事業の遅延によるところであり、その結果、市民が全国で最も高い水道料金の負担を強いられていることから、水源確保の早期進捗とともに、市民負担軽減につながる政策的措置を要望する。

2 事業経営の広域化（県営化を含む）や、財政的措置による料金高騰対策等、県水行政としての関与を要望する。

- 水道はライフラインであることから、経営努力では埋めがたい経営環境（地勢条件や水源不足）の差によって、料金の自治体間格差が生じることは望ましくなく、事業経営の広域化（県営化を含む）や、財政的措置による料金高騰対策等、県水行政としての関与を要望する。

以上のとおり、水源不足や単独経営の限界を踏まえた、水道行政に対する県の主体的関与について要望する。

3 佐世保港におけるすみ分けの推進①

要望事項

(所管) 危機管理部、水産部

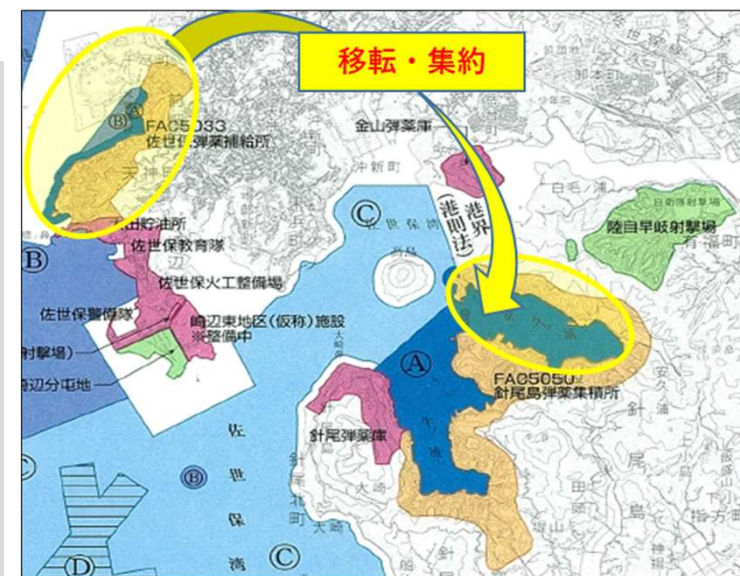
- 1 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移転・返還の早期実現に係る国への働きかけ
 - 1-1 調査・設計・環境影響評価手続等の着実な実施並びに埋立工事等の早期着手
 - 1-2 針尾島弾薬集積所への移転・集約に係る埋立土砂の採取場所

現状・課題

- 基地問題の最重要課題である前畑弾薬庫の移転・返還については、昭和46年以来強く要望し続けており、平成30年には「前畑弾薬庫跡地利用構想」を策定し、跡地利用に関する考え方も示している。
- 前畑弾薬庫は、針尾島弾薬集積所の施設・区域内で隣接する水域である安久ノ浦（あくのうら）湾の埋め立てにより生じる土地を含む部分に移転・集約した後、その跡地が返還されることが、平成23年1月、日米合同委員会で基本合意されている。さらに令和7年8月に、針尾島弾薬集積所における具体の施設配置案について日米合同委員会で合意された。
- 針尾島弾薬集積所への移転・集約について、苦渋の決断により御理解いただき、条件を付して御協力いただいている関係地域・団体からは、移設事業の長期化によって、苦渋の決断を行った当時の事情を知らない地元関係者が増えたことに伴い、地域が同じ思いを保ったまま「移設事業へ理解と協力」を続けることの難しさを示唆されている。
- 安久ノ浦湾の埋め立てには相当量の土砂が必要と見込まれるなか、針尾島弾薬集積所の隣接及び近傍には、広大な国有地、佐世保市有地、民有地が一団の土地として存在している。

要望内容

- 県におかれても本市の実状をご理解いただき、一日も早い事業進捗に係る国への働きかけについて多大なる御支援をお願いする。
- 安久ノ浦湾の埋め立てにあたり、工期短縮等の観点から、針尾島弾薬集積所の隣接及び近傍の一団の土地を埋立土砂の採取場所とすることについて、国への働きかけ等、ご高配いただきたい。



- 赤色実線は、針尾島弾薬集積所の敷地境界線
- 青色破線は、「大まかな目安」としての土地所在関係
- 黄色実線は、移設に係る工事用道路ルート（佐世保市想定ルート）

(地図出典: Google Map)

3 佐世保港におけるすみ分けの推進②

要望事項

(所管) 危機管理部、水産部

2 前畑弾薬庫以外の米軍提供施設の返還等に係る国への働きかけ

要望内容

- 前畑弾薬庫以外の下記の米軍提供施設の返還等を求める。
 - ・ 日米合同委員会において日本側への返還に係る基本合意がなされている旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ線）（佐世保重工業(株)東門・西門間）の返還。
 - ・ 本市の事業者の活動へ特に影響がある施設である立神港区第1号～第5号岸壁の返還（ただし、既に返還されている部分は除く）。
 - ・ 佐世保港（佐世保港区）制限水域の返還（緩和を含む。）。
 - ・ 米軍に優先使用权が付されている佐世保重工業(株)第3ドックに係る使用協定の見直し。

3 制限水域に係る諸問題への取り組みに係る国への働きかけ

3-1 佐世保港の整備に関する取扱い及び特別な措置

3-2 港内制限水域における漁業者の生活安定の取組

現状・課題

- 佐世保港において、約34km²に及ぶ佐世保港区は、その80%以上が、24時間、365日、立ち入り禁止など各種の制限が設定されている米軍の制限水域となっている。
- とりわけ、漁業活動にも大きな支障をきたしている。

要望内容

- 佐世保港の特殊性に鑑み、当該水域の返還までの間は佐世保港に必要となる様々な整備（工事）について、国が直接行えるといった特別な措置を講じる制度の創設を要望する。
- 漁業者からは、提供水域における各種制限の設定で、自由に漁労ができないことに対する漁業損失補償という制度ではなく、生活保障的なものを求める声が多いことから、制度の改善、見直しなどを要望する。

4 造船能力の強化及び米海軍艦船の整備

要望事項

(所管) 産業労働部、危機管理部

- 1 佐世保市内企業への防衛生産基盤強化法の活用促進に係る国への働きかけ
- 2 造船所施設の設備投資に対する国の支援及び付帯設備に係る支援の検討に係る国への働きかけ
- 3 日本の造船所における米海軍艦船の整備の早期実現等及び米海軍艦船受入れに必要な施設整備の支援に係る国への働きかけ

現状・課題

- 防衛生産基盤強化法が施行されたことを受け、佐世保市は県と連携して関連企業を訪問し、防衛生産基盤強化法の制度活用の促進を図っている。令和7年度に佐世保市内造船所が防衛装備庁の支援を頂き同法の適用を受けることができた。今後も同法の適用を希望する市内企業が数社存在している。
- 佐世保市内の造船所は施設の老朽化が顕著であり、長期の施設改修計画を立て米海軍艦船の整備受入れなどにも対応しようと努力しているが、クレーンや岸壁の改修のほか、ドックハウスなどの付帯設備整備も含めると高額な費用が必要になっている。また、民間事業として利用する設備については、防衛生産基盤強化法の制度の対象外となっている。
- 2024年4月の日米首脳会談において、前方展開された米海軍艦船を日本の民間造船所において共同維持整備できる仕組みを整えることが合意され、「日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議 (DICAS: Defense Industrial Cooperation, Acquisition and Sustainment)」が設置された。以後、「米海軍艦船維持整備作業部会」において、米海軍艦船を日本の造船所において整備するための日米政府間の協議が継続されている。
- 佐世保市の造船所は、海上自衛隊艦船、官公庁船舶、一般商船の修繕事業を行っており、ドック等の造船所施設を効率的に運用するには米海軍艦船の整備の発注時期や発注規模の情報が必要になる。また、米海軍艦船の整備に必要な施設を整備しなければならない。
- 上記状況を踏まえ、佐世保市は、昨年10月に長崎県と共に国土交通省・経済産業省・防衛省に対し、「造船業の振興に係る要望書」を提出した。

要望内容

次の要望事項に対して国への働きかけを賜りますようお願い致します。

- 佐世保市内企業への防衛生産基盤強化法の活用の促進 (事業計画申請の作成支援等)
- 防衛と民間で共用している造船所施設の設備投資に対する政府一体となった国による支援
- ドックハウス等の付帯設備に係る支援制度の検討
- 日本の造船所における米海軍艦船の整備の早期実現と米海軍艦船の整備情報の提供
- 米海軍艦船の整備に必要な施設整備に対する支援



(地図出典: Google Earth)

5 崎辺地区等における防衛施設整備の更なる推進

要望事項

(所管) 危機管理部

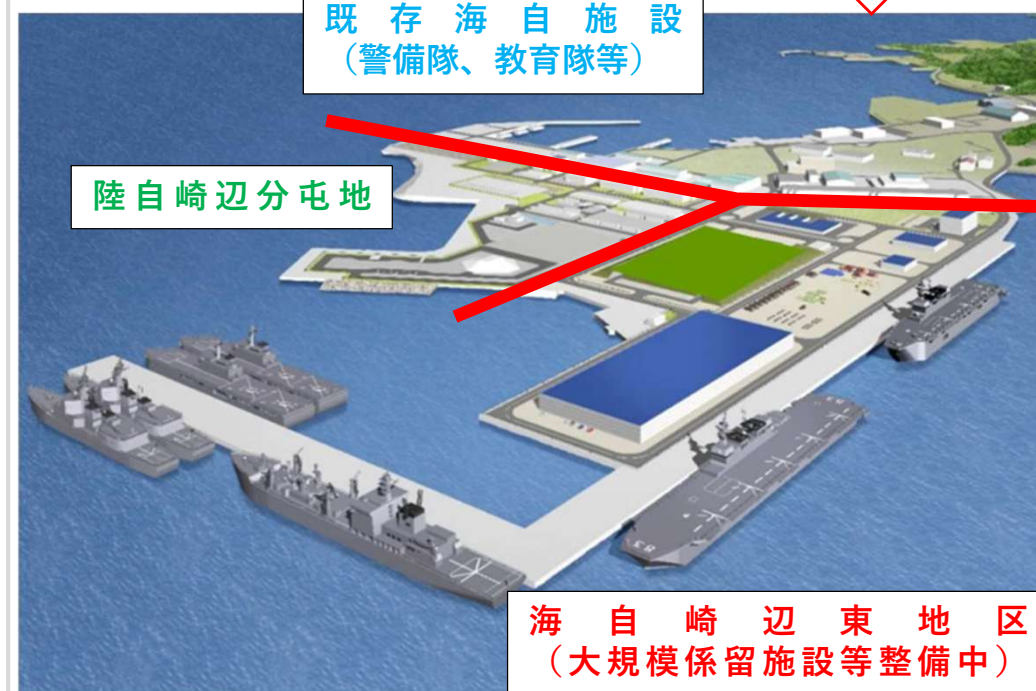
- 1 崎辺東地区の施設整備の円滑な推進、周辺地域住民の生活環境への配慮及び適時・適切な説明会の実施に係る国への働きかけ
- 2 崎辺分屯地の海上訓練施設の整備推進に係る国への働きかけ
- 3 崎辺地区等における海上自衛隊の係留施設の更なる拡充に係る早期検討に係る国への働きかけ

現状・課題

- 崎辺東地区では、大規模係留施設等の整備が進捗中であり、令和8年度に棧橋の工事及び浚渫、庁舎の工事などに要する費用として約183億円が予算化されている。また、工事用車両の通行増加による周辺地域住民の生活環境への影響が懸念されている。
- 崎辺分屯地では、水陸両用車部隊の機能を維持するために海上訓練施設等の整備が必要である（R4.3 海上訓練施設等の実施設計完了）。
- 将来の安全保障環境を考慮すれば、後方支援拠点としての佐世保地区の重要性は更に高まることから、佐世保港のすみ分けにもつながる係留施設の更なる拡充に係る早期検討が必要である。

経緯・概要（予算反映状況）等

- H26.3 自衛隊から本市に崎辺地区の利活用構想が示される
- H27.8 日米合同委員会において崎辺東側の返還が条件付で合意
- H27.12 国と佐世保重工業(株)が土地売買契約を締結
- H30.3.27 陸上自衛隊水陸機動団新編（相浦駐屯地）
- H31.3.26 水陸機動団隷下の水陸両用車部隊を配備した崎辺分屯地開設
- R3.11.18 崎辺東地区における大規模係留施設等の工事に着手
- R4.3 崎辺分屯地海上訓練施設等の実施設計等が完了
- R6.4 崎辺東地区陸上施設（火薬庫等）の一部運用開始



(出典:防衛省)

6 米国原子力艦の寄港に係る諸問題

要望事項

(所管) 危機管理部

- 1 原子力艦の原子力機関に事故または異常が発生した場合には早期段階で当該艦船を港外（遠隔地）に移動させることを米側に求めることに係る国への働きかけ
- 2 原子力艦の原子力防災訓練への米軍の参加に係る国への働きかけ
- 3 米国原子力潜水艦寄港における事前通報非公表措置の解除に係る国への働きかけ
- 4 原子力艦の防災訓練及び対策に必要な経費に対する財政措置に係る国への働きかけ

現状・課題

【現状】

- 国の「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」では、原子力潜水艦の原子力機関に事故が起きた際、停泊場所から半径500m圏内が避難を要する範囲となっており、佐世保港内で接岸する赤崎岸壁の半径500m圏内には約200人が居住しているほか、高齢者施設等も所在するなど、ここで生活する市民の安全安心の確保が必要。
- 原子力艦の原子力機関に不測の事態が起きた場合、当該艦船を遠方に移動させることが、寄港地の住民の安全性を高めるものであることは明確であり、しかも、米国の原子力艦が寄港するオーストラリアでは、寄港受入れを検討する際の指針として、原子力空母は発災後2時間以内、原子力潜水艦は発災後24時間以内に港外（遠隔地）へ移動させることが示されている。
- 国のマニュアルに基づき本市が行っている原子力艦の原子力防災訓練の実効性を高めるため、米軍に対し訓練への参加を求めているが実現していない。
- 平成13年9月の米国における同時多発テロを契機に政府からの要請を受け、これまで関係機関に行っていた米原潜の寄港に係る事前通報内容の公表を差控えたが、当面の間とられることを想定した例外的な臨時の措置であったにもかかわらず、その措置が20数年経過した今日まで継続している。
- 国の「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」に基づく訓練及び対策を実施しているが、必要な経費（訓練経費、資機材、安定ヨウ素剤等）について、国の財政措置が必要である。

【課題】

- 原子力艦船は高い安全性を確保して運用しており、危険性はないという米側の認識があり、日米間で安全性に対する認識の相違から平行線となっている。



(出典) Google Map

7 前畑崎辺道路の整備促進

「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項

要望事項

(所管) 危機管理部

1 早期完成に向けた重点的な予算配分（防衛補助8条事業）に係る国への働きかけ

現状・課題

- 崎辺西地区：平成31年3月に陸上自衛隊崎辺分屯地開設。
崎辺東地区：海上自衛隊大規模係留施設等整備中（令和11年度完成予定）。佐世保教育隊・警備隊等が既存施設拡充。
- 一方で、近隣交通環境は道路狭隘で、住民車両・歩行者・防衛関係車両が混在・輻輳。沿線には住宅密集、小学校・中学校も所在（通学時事故等が大きな懸念）。
- 今後、自衛隊がその機能を十分に発揮する上で、また、自衛隊の運用に対する地元の理解を深める上でも、海上自衛隊崎辺東地区の令和11年度完成を踏まえた前畑崎辺道路の早急な整備・完成が必要。
- 一方で、整備区域内で不安定な地盤が確認され、周辺家屋への影響が生じている。引き続き、安全性を最優先に適切な対応が必要。

要望内容

- 令和9年度前畑崎辺道路事業に係る防衛8条事業補助の十分な予算配分（内示）に係る国への働きかけ

事業の内容

前畑崎辺道路（まえはたさきべどうろ）
{市道 大黒崎辺町線(だいこくさきべちょうせん)}
路線延長：L = 2, 840 m（国費対象：L = 2, 260 m）

補助率：7/10
単位：千円

年 度	H29～R8 (見込み)	9年度（要求）	10年度以降	合 計
全体事業費	7,863,027	532,025	834,851	9,229,903
補助対象事業費	7,063,579	472,455	640,966	8,177,000
国費	4,944,505	330,718	448,676	5,723,899



8 佐世保港国際クルーズ拠点整備に関連する道路整備

「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項

要望事項

(所管) 土木部

1 一般県道俵ヶ浦日野線（赤崎工区、船越工区）の整備促進

現状・課題

【整備促進】

俵ヶ浦日野線（赤崎工区、船越工区）

- 大型クルーズ船寄港に伴う現道の負荷増（九十九島観光公園等）
- 現道は、幅員狭小・急カーブ
大型バスの離合は困難
- 地域住民の日常生活にも支障
→早期完成を要望（R7.3.26）
- 「俵ヶ浦半島の自然観光公園化」
（R8年度マスタープラン策定）
→目標年度内完了（～R14年度）に向けた
計画的・着実な整備促進

1 一般県道俵ヶ浦日野線（赤崎工区、船越工区）

全体事業費：約70億円（事業進捗率 約9% R8.3月時点）
事業期間：R2年度からR14年度 計画延長：L＝約2.9km
全幅：W＝9.75m（2車線）



9 企業誘致の推進

要望事項

(所管) 産業労働部

- 1 県・市一体となった企業誘致活動の促進
 - 1-1 佐世保相浦工業団地の早期分譲
 - 1-2 設計・開発を含むオフィス系企業の誘致

現状・課題

1 県・市一体となった企業誘致活動の促進

長崎県産業振興財団への市職員派遣や、財団職員と市職員の同行による企業訪問などを継続し、連携に努めている。

1-1 佐世保相浦工業団地の早期分譲

製造業の企業誘致のため「佐世保相浦工業団地（約6ha）」を整備し、令和元年10月から分譲を開始。立地実現に向け最優先に取り組んでいるが、立地には至っていない。

1-2 設計・開発を含むオフィス系企業の誘致

市内には高等専門学校や複数の工業高校が所在することから、将来、製造業の生産拠点への展開が期待される設計・開発を行う企業や、他の職種と比較して有効求人倍率が低い事務系職種などオフィス系企業の誘致活動に継続して取り組んでいる。

経緯・概要（予算反映状況）等

- ・平成18年9月 佐世保市企業立地促進条例の制定（奨励金制度開始）
- ・平成19年4月 長崎県産業振興財団に職員を派遣開始（現在も継続）
- ・平成29年4月 民間事業者に対するオフィスビル整備促進奨励金の新設
- ・令和元年10月 佐世保相浦工業団地の分譲開始
- ・令和3年4月 上記奨励金制度を活用した民間事業者によるオフィスビル供用開始

◇ 佐世保相浦工業団地整備事業（工場立地イメージ図）



10 西九州自動車道の整備促進

「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項

(所管) 土木部

要望事項

- 1 松浦佐々道路（平戸IC～佐々IC）の整備促進
- 2 佐世保大塔IC周辺の渋滞対策の早期実施
- 3 佐世保道路（佐世保中央IC～佐世保大塔IC）の4車線化の整備促進
- 4 武雄佐世保道路（武雄南IC～佐世保大塔IC）4車線化の早期着工
- 5 武雄佐世保道路4車線化に合わせた休憩施設の設置

現状・課題

【整備促進】 松浦佐々道路（平戸IC～佐々IC）（L=11.6km）

（ポイント）

- 近年約120億円程度の予算で推移
- 引き続き早期供用へ向けた予算確保
整備促進を要望（平戸IC～佐々IC）
- 松浦IC－平戸IC R7.12供用開始

【整備促進＋佐世保大塔IC周辺渋滞対策早期実施】 佐世保道路（佐世保中央IC～佐世保大塔IC）（L=5.5km）

（整備促進ポイント）

- R9全線供用に向けた整備促進（残延長5.5km）
- 佐世保みなとICハーフインター解消を要望

（佐世保大塔ICポイント）

- （佐世保→ハウステンボス）料金所先信号停車による渋滞により4車線化の効果減衰（消失）の可能性大
- 料金所出口交差点の通過車両の約7割が針尾バイパスへ
- R8.4 大塔ロータリー周辺局所渋滞対策が事業化

西九4車線化（R9）に向けた対策

【STEP1】 国道35号経由への経路転換誘導



【STEP2】 料金所出口から針尾バイパスへの円滑化



出典：令和7年度第1回 長崎県交通渋滞対策協議会 会議資料より抜粋

【早期着工＋休憩施設設置】 武雄佐世保道路（L=22km）

（早期着工ポイント）

- R1優先整備区間選定
- R6.3 武雄南IC～波佐見有田IC 4車線化決定
- 残る5kmが 暫定2車線（波佐見有田IC～佐世保大塔IC）⇒早期事業化が必要
- 用地買収・土工はすべて完了
- 交通量が多く 死亡事故も発生（9,900台/日・1件/5年）

（休憩施設ポイント）

- 川登SA～相浦中里IC間（38km）休憩施設無（一般的間隔 15～35km）
- R4.12アンケートでは大多数が本線上に設置希望
- 対象：長崎県西九道建設促進期成会会員
- 必要理由：トイレ 97.4%、販売所 65.8%
- R6～長崎県・波佐見町と共に検討会実施中



緑石等のみ 約2km

ワイヤーロープのみ 約3km

出典：長崎県

「佐世保市国土強靱化地域計画」 関連事項

(所管) 土木部

- 東彼杵道路**
- 新規事業採択のイメージ
- 計画段階評価 → 都市計画・環境影響評価 → 新規事業採択時評価 → 新規事業採択 → 着手
- 令和4年12月15日 第3回九州地方小委員会にてルート帯（案）決定
■ 令和5年1月 環境影響評価に着手
■ 令和5年度 対応方針（ルート帯）決定

[illegible]

12 一般国道35号及び周辺交差点の整備促進

「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項

(所管) 土木部

要望事項

- 1 一般国道35号 潮見地区及び福石地区交差点改良の整備促進
- 2 福石町交差点に接続する市道及び交差点の改良事業の予算確保

現状・課題

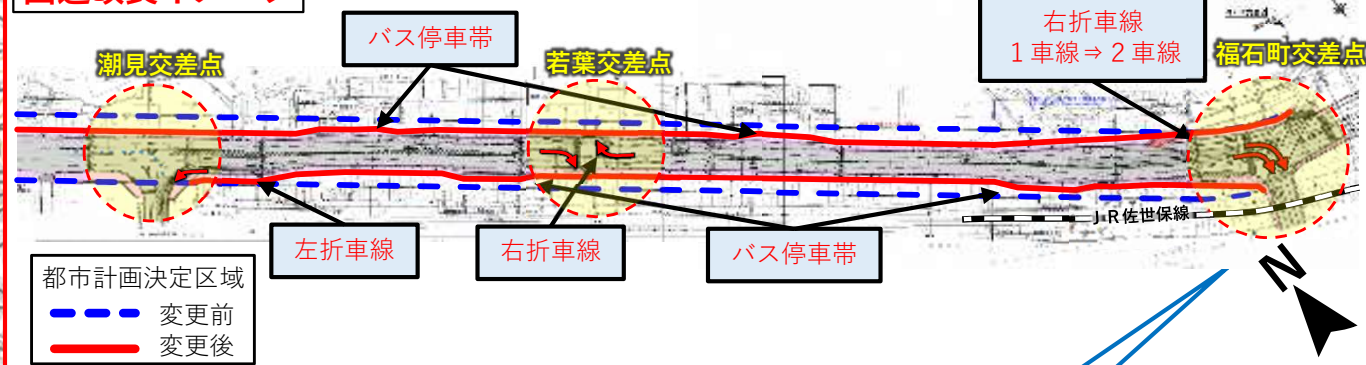
【整備促進】

国道35号 (事業区間 L=約600m)

(ポイント)

- 戦後の6車線化計画からバス停車帯・右折帯等を設置する計画へ令和5年度に見直し令和6年度に新規事業化
- 約4.5万台/日の交通量があり、各交差点では事故が頻発
- バス停車帯や右折帯等が不足し通行阻害による混雑発生

国道改良イメージ



2車線受け入れのため
市道の改良 (4車線化・交差点集約) が必要

市道改良イメージ



【予算確保】

市道 (福石天神町線外)

(ポイント)

- 国道35号福石町交差点の右折2車線化に伴い接続する市道の4車線化及び交差点の集約が必要

出典：国土地理院

出典：Google

13 JR佐世保線等の輸送改善

要望事項

(所管) 地域振興部

- 1 佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題と、西九州ルート of 全線フル規格議論の一体的取扱い
- 2 佐世保市から西九州ルートへの直通運行を視野に入れた佐世保線の輸送改善方策の推進
- 3 新幹線効果拡大のための佐世保線及び大村線の表定速度改善・需要に応じた運行確保

現状・課題

- 佐世保市が新幹線の早期着工を第一条件として昭和49年の原子力船「むつ」を受け入れた経緯があるなかで、さらに現在の九州新幹線西九州ルートの短絡ルートは、元々、佐世保寄りのルートで計画されていたものを長崎県の強い求めにより県全域の利益を優先し、長崎県北住民の苦渋の選択の結果生まれたものである。
- 長崎県北地域に繋がる佐世保線は、新幹線鉄道同等の重要な路線であるため、並行在来線問題が生じることがないように検討が必要である。
- 西九州ルート of 全線フル規格化に関する方向性は不透明であるが、「九州新幹線(長崎ルート)等整備に関する基本的考え方(平成4年11月長崎県)」に基づき、将来、佐世保市から西九州ルートへの直通運行が可能となるよう佐世保線の輸送改善方策の推進が必要である。

「九州新幹線(長崎ルート)等整備に関する基本的考え方(平成4年11月長崎県)」(抜粋)

- ③将来、長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときには、佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行が可能となるようその実現に努める。

- 佐世保線の輸送改善を行うことは、西九州ルートの整備効果を最大限に高めるために必要不可欠である。また、新幹線効果を県北地域に波及させるため、長崎～佐世保間の輸送力の強化が必要である。

JR九州主要路線図



14 地域の足であるバス等に対する支援の拡充

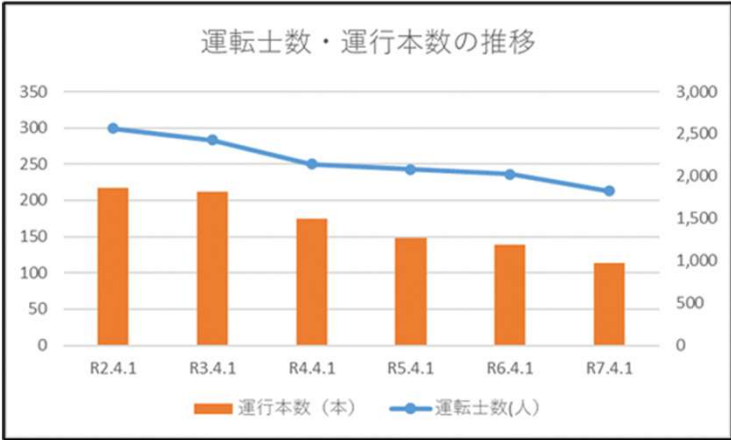
要望事項

(所管) 地域振興部

- 1 路線バスの県単独補助制度における補助要件の見直し
- 2 交通不便地区対策（コミュニティバス等）に関する県の補助制度の拡充
- 3 本市における運転士不足の解消に向けた支援制度の創設に対する国への働きかけ
- 4 本市国境離島の赤字バス路線に係る欠損補助制度の創設に対する国への働きかけ

現状・課題

- 「長崎県生活バス路線運行対策費補助金事業」について、赤字バス路線の維持に係る市の負担が増大しており、補助要件（路線長・経常収支率要件廃止、輸送人員要件の緩和）の見直しを求めるもの。
- 路線バスの代替交通となる、コミュニティバスやデマンドタクシー、公共ライドシェアなどの運行維持に伴う市の財政負担が増大しているため、これら交通不便地区の運行維持に対する県の補助制度の拡充を求めるもの。
- バス運転士不足解消のため、従来の支援に加え、運転士の賃金改善や特定技能制度による運転士確保の取組に対する支援制度の創設について、国への働きかけを求めるもの。
- 国境離島地域である宇久島の赤字バス路線に対して、有人国境離島法の趣旨に鑑み、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」要件（複数自治体に跨って運行）に関わらず、欠損補助が可能となる制度の創設について、国への働きかけを求めるもの。



	再編実施計画		持続化実施計画			利便増進 実施計画
	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
運転士数(人)	299	283	250	243	236	213
運行本数(本)	1,862	1,815	1,496	1,268	1,193	973

※運転士数及び運行本数：西肥バス、させばバス

取組状況

1 本市における運転士確保に向けた取組

- 運転士募集の広報（市広報紙への掲載等）
- バス事業者への運転士養成制度にかかる費用の一部補助
- 奨学金等返還補助金制度（代理返還を行う企業への補助）
- 移住希望者に対する西九州佐世保移住サポートプラザを通じた就業希望者との仲介
- 自衛隊への訪問（退職自衛官の再就職先の紹介）
- 施設使用料の減免等による経営支援

15 佐世保地域の医師等医療人材の確保①

要望事項

(所管) 福祉保健部

- 1 佐世保県北医療圏における二次救急医療体制の維持・確保と医師偏在の是正について
- 2 佐世保市総合医療センター救命救急センター（三次救急）の医師確保について
- 3 佐世保県北医療圏における看護師の確保について
- 4 医療人材の安定確保に向けた本市独自の取組への財政支援について

現状・課題

- 医師の高齢化により救急医療に携わる医師が不足。令和6年4月に施行された医師への時間外労働上限規制の適用に伴う更なる影響が懸念。
- 本医療圏は、長崎県医師確保計画において、産科・小児科が「相対的医師少数区域」に区分されており、特に医師の確保が厳しい状況。
- 佐世保市総合医療センター救命救急センターの常勤医は設置以来充足しておらず、応援医師に頼らざるを得ない状況が続いている。（※R7.4～県養成医2名派遣）
- 看護師養成施設の閉校と急速に進む少子化による将来に向けた安定的な看護師確保への懸念がある。特に、機能や専門性などから若手・中堅看護師を求める急性期病院では、市内看護師輩出数の減少が更なる看護師不足を招くことが危惧されている。

要望内容

- 佐世保県北医療圏の二次救急医療体制の確保のため、本市病院群輪番制病院への医師（特に内科医）を派遣する制度の創設。
- 長崎県は医師多数県とされる中、各医療圏では医師不足が見られるなど、顕著となっている医師及び診療科偏在の是正に向けた取組。
- 佐世保市総合医療センター救命救急センターの医師の確保（県養成医の継続派遣）。
- 佐世保県北医療圏の看護師確保のための取組（行政・看護師養成施設・医療機関・高齢者施設等による課題共有の場の設置と現状把握・分析を踏まえた解決策の検討）
- 医療人材の安定確保に向けた本市独自の取組への財政支援（長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金の活用）。

佐世保市における救急医療の現状

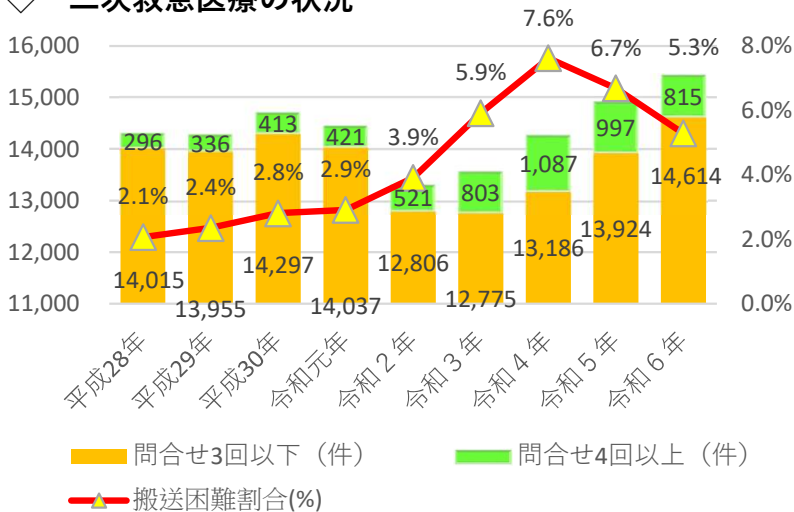
◇ 初期（一次）救急医療の状況

- 高齢化等による医師不足に伴い、佐世保市立急病診療所における、持続可能な医療提供体制の確保への懸念

○医師会対応当番医（従事医）の現状（単位：人）

	令和元年	令和6年	令和7年	増減（R元・7）
医師会	128名	59名	45名	▲83
応援医師	12名	64名	57名	45
計	140名	123名	102名	▲38

◇ 二次救急医療の状況



15 佐世保地域の医師等医療人材の確保②

佐世保市における救急医療の現状

(所管) 福祉保健部

◇ 二次救急医療の状況

① 輪番病院の離脱 (変遷)

!! 医療提供体制の脆弱化が顕著

平成6年度 ~	12病院	(最大)
令和4年度 ~	9病院	(最小)
令和6年度 ~ (当初)	12病院	!! 当番日に空白日が生じる (初)
令和7年度 ~ (予定)	10病院	(▲2)

② 搬送困難事案の増加

○ 搬送困難件数*

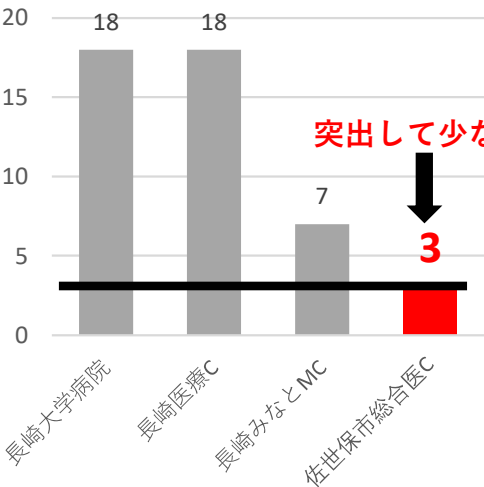
○ 平均搬送時間

令和元年	421件
令和6年	815件

令和元年	39分2秒
令和6年	43分19秒

※救急隊が病院交渉において4回以上問合わせた件数

◇ 県内の救命救急センター専従医数



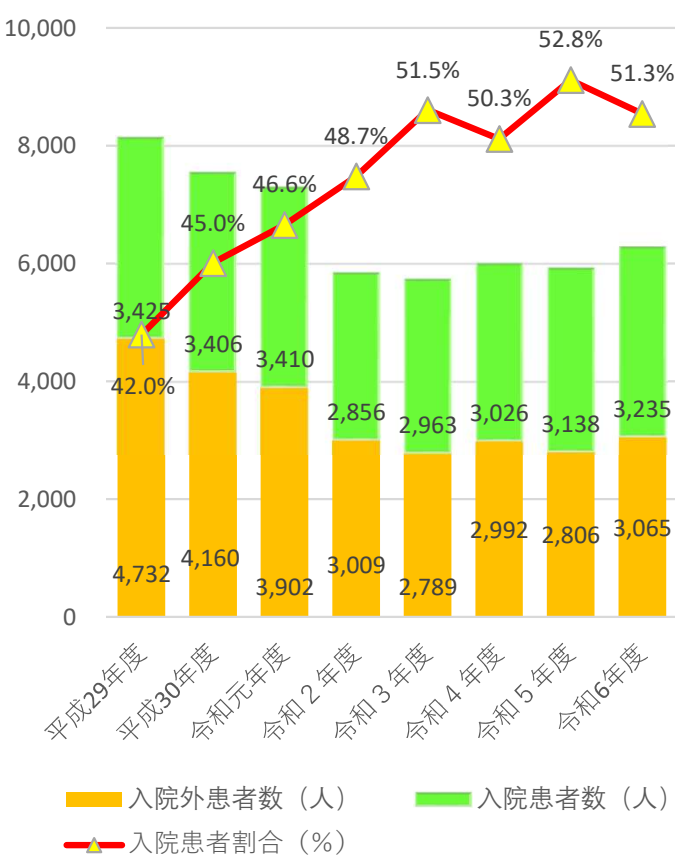
◇ 全国の救命救急センター(306施設)人口10万人当たりの専従医数

佐世保市総合医療センター
0.95人 (264位)

1位 藤田医科大学病院 (17.02人)
39位・40位 長崎医療センター (5.70人)
長崎大学病院 (5.70人)
174位 長崎みなとメディカルセンター (2.22人)

◇ 三次救急医療の状況

佐世保市総合医療センター救命救急センターの状況



55.0%!! 医療提供体制が脆弱

① 深刻な常勤医不足

② 厳しい医師確保

!! 取り巻く環境の変化

① 令和6年4月から医師の働き方改革 (時間外労働規制)

② 応援医師の確保

《勤務体制(1例)》

	日	月	火	水	木	金	土
日勤	★	★	★	★	★	★	★
準夜	◆	◆	★	★	★	◆	◆
深夜	★	◆	★	★	★	★	◆

★ : 常勤医 ★ : 他科応援
◆ : 他院応援

◇ 看護師確保の状況

① 医師会看護専門学校の閉校 (令和6年度末)
!! 看護師供給数の減

!! 安定的看護師確保への懸念
(2035~2040年までは医療・介護需要高)

② 市立看護専門学校の入学者減

入学年度	定数	入学者数
令和7年度	80	55

16 離島地域における夜間の急患搬送体制の確保

要望事項

(所管) 福祉保健部、危機管理部

- 1 長崎県所有ヘリコプターなどによる夜間緊急運航（救急活動）の早期実施
- 2 持続可能な夜間急患搬送体制の構築に向けた検討と関係機関等との調整
- 3 民間船舶事業者等への支援制度の創設

現状・課題

- 離島地域の急患搬送は、県医療計画上「ヘリコプターの有効かつ効果的な運航を行い、関係機関と連携しながら、救急搬送体制の充実に努める」とされ、「急患搬送マニュアル」に基づき、ヘリコプター等により行われている。
- 日中の搬送は一定の制約のもとドクターヘリや防災ヘリを基本とし、夜間においては、防災ヘリの薄暮運航が開始されたものの、関係機関のヘリコプター等による搬送となっている。
- 夜間は、地理的特性や要請手続き・運航調整において一定の時間を要した事案もあり、実態は民間船舶のみへの要請となっていることで疲弊され、行政区域を超えた事業者間の連携が進められているが、抜本的な解決策にはなっていない。
- 民間船舶事業者においては、高齢化や海上運送法改正による旅客船安全規制強化、船舶維持経費等の負担増などから、後継者不足が深刻となり、急患搬送への懸念が高まっている。

要望内容

- ドクターヘリ・防災ヘリ・自衛隊ヘリなど空路による夜間の離島地域の急患搬送に対応するため、県が主体となり課題整理及び体制の構築に向けた検討・調整を進めること。
- 夜間における急患搬送について、医療機関の要請から緊急出動までの時間短縮に向けた机上訓練やヘリコプターの離発着訓練の実施について関係機関との調整を行うこと。
- 離島地域における夜間急患搬送の実態や将来的な課題を踏まえ、県、市町、医療機関・消防等の関係機関による情報共有・意見交換の場を設け、持続可能な体制構築に向けた協議を継続的に行うこと。
- 民間船舶事業者等が担う急患搬送協力体制の維持に要する補助制度の創設を検討すること。



宇久地域から本土への搬送状況

令和6年実績						単位：人
	フェリー	高速船	民間船舶	ドクターヘリ	その他ヘリ	計
昼間	20	9	4	16	0	51
夜間	0	0	2	0	0	

件数は多くないが、常に待機の状態（負担）

（改善策）
・新上五島町、小値賀町の民間船舶事業者との連携体制構築

要請・実績共に無し

搬送手段

手段	飛行方式	運航時間	宇久ヘリポートへの着陸
ドクターヘリ	昼間有視界飛行	8：30～日没30分前（又は18：30のいずれか早い時刻）	可
防災ヘリ	昼間有視界飛行	原則9：00～日没後30分までに大村湾帰投【薄暮運航】	可
海保ヘリ	昼・夜とも可	特に定めなし	要請可 （事案毎に判断）
陸自ヘリ（佐賀、熊本） 空自ヘリ（福岡、宮崎）	昼・夜とも可	特に定めなし	要請可 （事案毎に判断）
海自ヘリ	昼・夜とも可	特に定めなし	不可

17 佐世保市と畜場への支援①

要望事項

(所管) 農林部

- 1 と畜場機器更新等にかかる助成措置の制度化
- 2 県が主体となった食肉供給体制の確立

現状・課題

- 設備機器の老朽化
平成14年の供用開始から令和8年度末で25年が経過。牛の大型化による負荷もあり、劣化が顕著。
- 施設保全計画の策定（平成27年度策定、令和4年度改定）
年間約2.4億円の整備費が必要となっているが、現状は制度化された国県の支援はなく、市費のみ。（今後、総額37.8億円必要）
※突発的な整備も多く計画通り実施できないためライン停止のリスク高
- と畜場使用料（昭和63年以降未改定、R8改定を検討）
運営主体の佐世保食肉センターがカット肉等の自主事業により収益確保しており運営費を補填。
値上げは必須であるが、他と畜場とのバランスから保全計画に見合う大幅な値上げは難しい。
- 費用負担に対する市民の理解
入荷する牛・豚のほとんどは佐世保市外産。
そのため、本市が多額の経費負担を行うことは市民の理解が得られない。

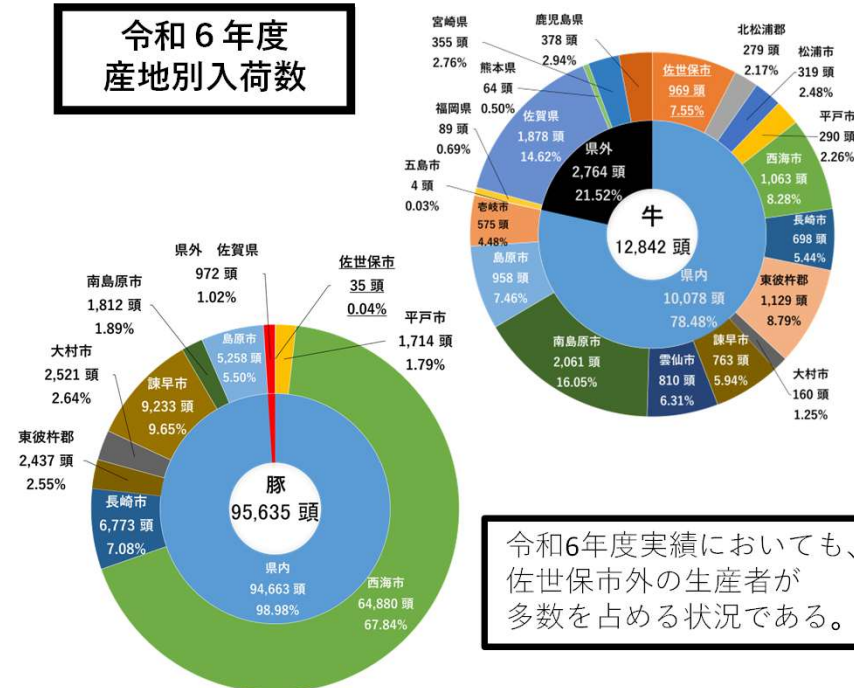
要望内容

- 施設の安定稼働のためには、保全計画の着実な実施が不可欠であるが、開設者である本市や運営を担う食肉センターの自主努力だけでは限界。
- 本市と畜場が長崎県の基幹的施設であることを踏まえた財政等支援を強く要望する。県が行う国要望等は協力したい。
- また、今後の長崎和牛の市場拡大、と畜場の在り方等、協議体の設置を含め、長崎県が主体となった食肉供給体制の確立をお願いしたい。
特に、短期的に解決すべき課題として、本市と畜場の安定的な稼働に向けた継続的な財政支援が必要である。加えて、中長期的課題である「食肉供給体制の確立」に向け、本市を含めた県内と畜場の在り方について、早期に検討するためにも、令和8年度に長崎県が主体となった協議体の設置をお願いしたい。

事業の効果

- 1 と畜場施設の安定稼働による県内生産者等のリスク軽減
- 2 長崎和牛の市場拡大

令和6年度
産地別入荷数



令和6年度実績においても、佐世保市外の生産者が多数を占める状況である。

17 佐世保市と畜場への支援②

(所管) 農林部

佐世保市と畜場建設の経緯等

- 平成12年3月策定の長崎県食肉流通合理化計画（以下、合理化計画）において、県内肉用牛の6割を処理し、県民に安全で新鮮な精肉を供給する**本市と畜場を県の基幹的食肉処理施設として位置づけ**。
- 本市と畜場の整備にあたって、合理化計画で新たな拠点施設として位置づけ、平成12年に**長崎市と畜場を廃止し、再編により、本市と畜場の整備を推進**。（国補助に加えた、県費継足補助創設）

長崎県議会定例会における県の主な答弁概要

- 平成25年6月
 - ・ 公設で行ってきている部分は、公共性についてしっかりと応援しないといけない。
 - ・ 長崎にもと畜場があり、佐世保と合体し、県全体の基幹施設として進めていくという大きな位置づけ。
 - ・ 基幹施設について、しっかりフォローしていきたい。
 - ・ 今後の整備についての支援のあり方は、その時の状況によってしっかりと検討していく。
- 令和7年9月
 - ・ 佐世保市食肉市場の機能向上に取り組みつつ、長崎和牛の振興に資する整備について今後検討していきたい。
- 令和7年12月
 - ・ 県の基幹的な施設にするということで、国と協議の中で補助事業を持ってきた。
 - ・ 長崎県が佐世保市に基幹的な施設として当初設置した施設であり、県が佐世保市に任せているということは決して思っていない。
- 令和8年3月
 - ・ 県内の食肉処理施設では、冷蔵施設の電気代上昇が経営に大きな影響を及ぼしていることから、県では、今回、経済対策補正において、冷蔵施設等の機能強化への支援により施設の安定運営を図る。
 - ・ 冷蔵施設等の省エネ性能の向上を図る取組みに対し、補助率1/2以内で上限1億円を支援。

18 離島における家畜診療所の体制整備

要望事項

(所管) 農林部

1 県内における畜産農家への一貫した家畜診療サービスの提供

現状・課題

- 佐世保市では宇久町に家畜診療所を設置しているが、安定した獣医師の確保が困難で、数年に渡って定員が充足しない状況が続いている。
- 畜産農家においては、本土と同じ共済金をかけており、家畜診療サービスも本土同様に平等に受けたい。
- 「獣医療を提供する体制の整備を図るための長崎県計画」に示されているように、今後、獣医療の提供が困難となる地域に対して、十分な診療を提供できる体制整備を進めていただきたい。
- 将来的に佐世保市宇久町を管轄するNOSA | 長崎の診療所の設置を推進していただきたい。



●各診療所における獣医師確保状況（令和7年度）

県内 家畜診療所	NOSA 長崎							松浦地区 家畜診療所	壱岐市 家畜診療所	小値賀町立 家畜診療所	新上五島町 家畜診療所	佐世保市宇久 家畜診療所
	県南 家畜診療所	五島地区 家畜診療所	佐世保地区 家畜診療所	大村東彼地区 家畜診療所	平戸地区 家畜診療所	対馬地区 家畜診療所	小計					
定員数	8	3	6	3	5	1	26	4	11	2	1	2
獣医師数	8	3	6	2	5	1	25	2	12	2	1	3
過不足	0	0	0	△ 1	0	0	△ 1	△ 2	1	0	0	1

事業の効果

- 1 平等な診療サービスの提供
- 2 安全で安定した畜産経営

19 有人国境離島法の延長等に向けた要望活動と先導的役割の取組

要望事項

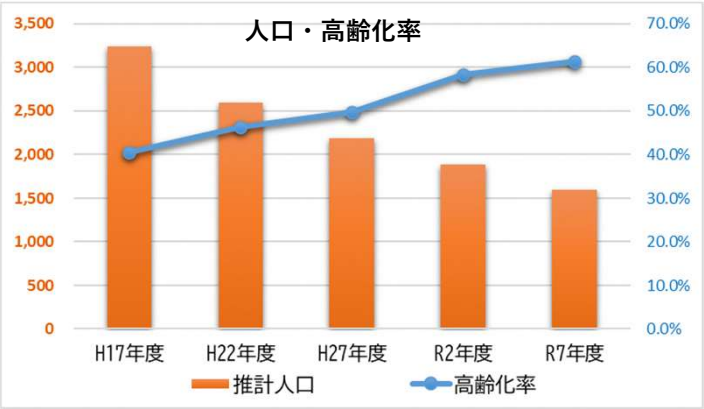
(所管) 地域振興部

有人国境離島法の延長等及び推進交付金事業の拡充に向け継続した政府要望の実施と関係市町の先導的役割の取組

現状・課題

【従来の支援】

- 佐世保市の特定有人国境離島：宇久島・寺島（人口1,591人 高齢化率61.4%）
 - 推進交付金※1により、島民は大きな恩恵
- ※1：特定有人国境離島地域社会維持推進交付金



【航路運賃（10/10補助）H29-R6 補助額 343百万円】

- ・高速船：一般5,300円 島民2,270円
- ・フェリー：一般3,030円 島民1,380円

【雇用拡充（7.5/10補助）H29-R6補助額 155百万円】

- ・採択件数：18件 雇用：22人（うち移住者8人）

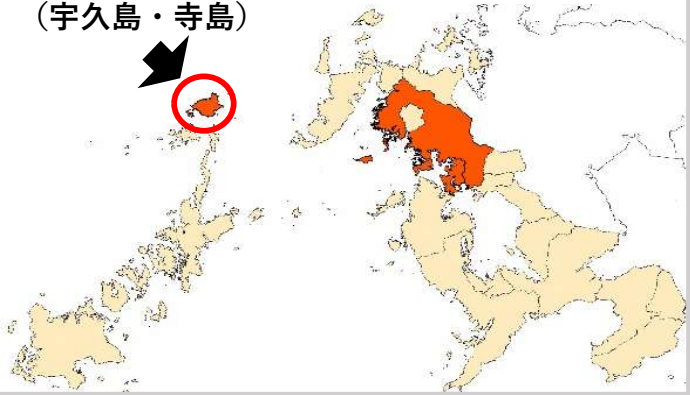
【輸送補助（8/10補助）H29-R6補助額 29百万円】

- ・対象品目：米、野菜、鳥獣類、木くず、魚介類等

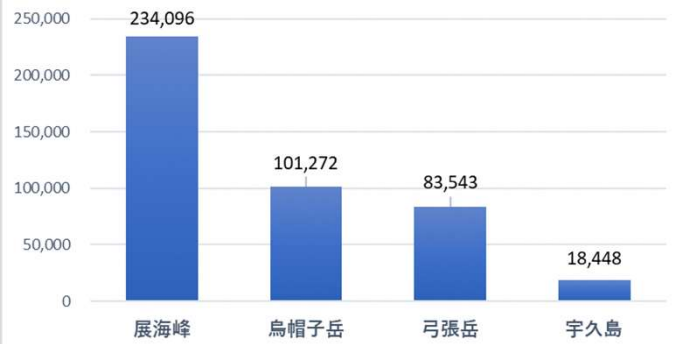
【活動拠点機能維持のための課題】

- 人口の維持、交流（関係）人口・移住者の増加が必要だが、高額な航路運賃が来島の高いハードル
- 必要最低限の生活機能保持に必要な業種に係る労働者が不足

佐世保市宇久地域
（宇久島・寺島）



令和6年度佐世保市内観光地の観光客数（人）



要望内容

長崎県は、国に対し以下の内容※2を踏まえた先導的役割を担うことを要望する。

1 有人国境離島法の延長等及び予算確保

- 令和9年3月末に期限を迎える有人国境離島法の確実な延長等を行うとともに、有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持に支障が生じないよう必要な予算額を確保すること

2 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業の拡充

- 交流人口・関係人口増加のための航路運賃低廉化の対象者拡大や、雇用拡充の支援制度の拡大など、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業の拡充を図ること

3 特定有人国境離島地域における夜間急患搬送に対する支援の強化※2：佐世保市がR8に行う政府要望内容

宇久地域の求人数と採用数

年度	求人数		採用数		採用率
	件数	人数	件数	人数	
R2	15	18	3	3	16.7%
R3	20	91	2	2	2.2%
R4	20	36	1	1	2.8%
R5	25	40	1	1	2.5%
R6	24	53	3	3	5.7%

本市の重点課題



九十九島観光公園

20 離島地域における医療対策の充実

要望事項 (所管) 福祉保健部

- 1 離島地域の医療人材の確保（医師・看護師）
- 2 人材育成のための支援制度の構築

現状・課題

- 離島診療所に勤務を希望する医師が少ない。
- 勤務いただいても、家族や自身のライフステージ等により、長期継続雇用が困難であり、常に不安定な状況。
- 県が実施する「修学資金による医師等の確保対策」について、本市の離島診療所は対象外。
- 人口減少を含む生活（居住）環境の低下により、医師のみならず、看護師をはじめとする医療従事者の確保も困難。
- 宇久町在住の看護師の退職により看護師が減少する中、総合医療センターの看護師確保も極めて厳しい状況にある。

要望内容

- 宇久診療所常勤医 2 名体制確保のための支援
- 長崎県医学修学資金貸与医師（県養成医）の返還免除対象医療機関へ宇久診療所を追加
＜宇久診療所＞
- 離島診療所への看護師派遣制度の創設
- 離島診療所が抱える医療人材確保に関する課題を共有・検討する場の設置



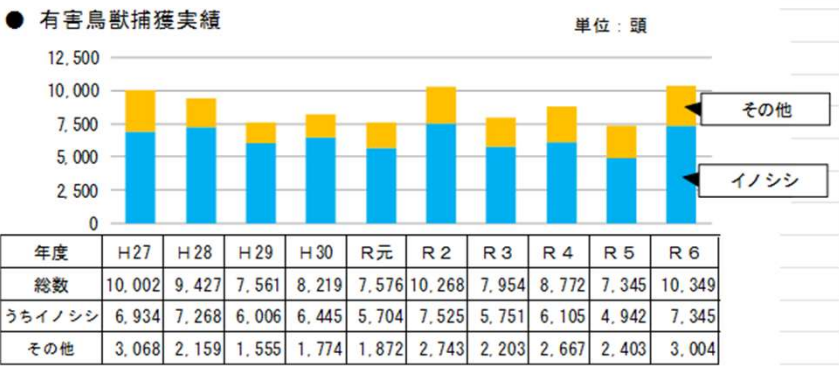
21 鳥獣被害防止対策事業の推進

要望事項 (所管) 農林部

- 1 鳥獣対策情報活用促進事業費補助金の継続及びイノシシ捕獲に係る予算の確保
- 2 シカ、アライグマ、アナグマ等に対する捕獲報奨金の新設
- 3 鳥獣被害防止対策事業における侵入防止柵整備事業の継続と予算の十分な確保についての支援

現状・課題

- 有害鳥獣による農作物被害は依然として深刻な状況であり、営農意欲にも影響を与えているほか、市街地での人的被害も発生している。
- 本市では毎年 6 千頭前後のイノシシを捕獲しているが、その数は依然として減少せず、農業生産者の減少や高齢化に伴う耕作放棄地の増加等により今後も被害の増加が見込まれる。
- 平成 30 年度末に「捕獲報奨金制度(2,500円/頭)」が廃止になり、代替事業となった「情報活用促進事業費補助金(500円/頭)」についても、令和 7 年度をもって廃止され、市の負担が増加する。
- 侵入防止柵整備事業は継続されており、県から国に対する要望も継続されているものの、予算の十分な確保には至っていない。
- シカによる農作物被害やアライグマ等による生活環境被害が増加しているが、県では現在捕獲に関する助成措置が講じられていない。



22 佐世保市子ども発達センター「療育部門」に対する支援

要望事項

(所管) 福祉保健部

- 1 医師の派遣の継続
(佐世保・県北地域における療育体制の強化)
- 2 事業運営費に係る補助メニューの新設

現状・課題

- 当センターは、県北の療育拠点施設として、療育必要児や施設等に対し、医療サービスに加え、施設支援や家族支援サービスなど、県立こども医療福祉センターと同様の役割を果たしている。



- 周辺自治体からも患者を受け入れている状況であり、患者が安心して受診できる体制を維持する必要がある。

- 「長崎県医療計画」では専門医療機関として、地域の医療体制の整備に長崎県と協力して取り組んでいくことが求められている。

- その一方でセンター運営には、人件費等をはじめ、多大な経費を要している。



- 佐世保・県北地域の医療体制の整備にあたっては、「長崎県医療計画」における当センターの役割を踏まえ、現在、中断されている県立こども医療福祉センターからの医師派遣の再開も視野に入れた整備・強化が必要である。

- 「長崎県医療計画」における役割を果たしていくため、安定した事業運営に当たり、財政的な支援が必要不可欠である。

23 急傾斜地崩壊対策事業の整備促進

「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項

要望事項

(所管) 土木部

- 1 急傾斜地崩壊対策事業の所要の事業費確保
- 2 未整備箇所の早期着手及び施工中箇所の早期完成
- 3 防災・安全交付金事業の採択要件の緩和に向けた取組

現状・課題

- 本市は斜面地の多い地形特性から全国トップクラスの土砂災害警戒区域が指定されており、毎年降雨期には、がけ崩れにより多くの家屋等が被害を受けている。
- 急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地の崩壊から地域住民の生命を守り、民生の安定に寄与する重要な事業であることから、事業推進を図る必要がある。

※土砂災害（特別）警戒区域指定数

◎全国（国土交通省HP R7.12.31現在）

1. 広島県・・・47,878 (45,084)
2. 長崎県・・・38,598 (36,188)
3. 島根県・・・32,210 (20,802)

→ 長崎県は全国2位

◎長崎県（長崎県HP R8.3.27現在）

1. 佐世保市・・・7,176 (6,746)
2. 長崎市・・・6,563 (6,103)

→ 佐世保市は県内1位

1. 県からの補助金を受けて実施する市の急傾斜地崩壊対策事業について、要求額通りの内示を受けており、引き続き所要の事業費の確保を強く要望する。
2. 本市において県が実施する急傾斜地崩壊対策事業について、事業の推進が図られており、引き続き事業着手に至っていない未整備箇所の早期着手と現在施工中の事業箇所の早期完成を強く要望する。
3. 本市では、県が実施する防災・安全交付金事業の採択要件を満たさない急傾斜地の対策要望が多く、市事業の事業着手及び、その概成に長期間を要していることから、市内急傾斜地崩壊対策の推進を図るため、交付金事業の採択要件の引き下げについて、国への働きかけをお願いする。

24 二級河川の整備促進

「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項

要望事項 (所管) 土木部、危機管理部

- 1 早岐川の整備促進
- 2 相浦川の整備促進
- 3 江迎川の整備促進
- 4 河川内の浚渫及び樹木伐採の継続的な実施
- 5 防災・減災にかかるソフト対策の強化

現状・課題

1～3 河川整備促進

- 当該3河川においては、昭和42年7月豪雨で死者が出る甚大な被害を受けるなど、過去幾度となく水害が発生。
- 近年頻繁に氾濫危険水位を超え、避難指示が発令されるなど、河川沿いの住民にとっては危機的状況が続いていることから、市民の生命・財産を守るため、より一層の整備促進をお願いする。

事業概要			
	事業期間	全体事業費	事業進捗率(R 7 末時点)
【早岐川】	H26～R18	112億円	45%
【相浦川】	H26～R15	98億円	15%
【江迎川】	R3 ～R32	42億円	9%

4 河川内の浚渫及び樹木伐採の継続的な実施

- 河川内の樹木等が障害となり、河川氾濫の危険性が危惧されており、河川断面を確保するため、浚渫や樹木伐採が必要不可欠であることから、河川内の浚渫及び樹木伐採の実施を引き続きお願いする。

5 防災・減災にかかるソフト対策の強化

- 水位周知河川とその他の中小河川において、法令上の位置づけの違いにより、避難に関する情報発信に差異が生じてしまうことが、危機管理上懸念されることから、市内の二級河川全18水系本川のうち水位周知河川未指定の11河川において、追加指定を検討されるとともに、指定されない場合でも水位周知河川と同等の水位設定や量水標の設置、及び降雨時の水位変動をモニタリングできる監視カメラの設置をお願いする。

25 相浦警察署統合後の地域の安全安心の確保

要望事項 (所管) 警察本部

- 1 地域の防犯・治安維持及び安全安心の確保

現状・課題

- 佐世保警察署と相浦警察署の統合については、ニセ電話詐欺やサイバー犯罪など、昨今複雑化・高度化する犯罪に的確に対応するための捜査体制や専門性の強化といった観点から行うものと聞く。
- 一方、現相浦警察署管轄地域をはじめとした地域住民から、相浦警察署統合後の地域の安全安心の確保について県へ陳情されている状況がある。
- 地域住民の意を汲み取られたうえで、これまで地域の安全安心の拠り所でもあった、現相浦警察署庁舎を引き続き活用する等、相浦警察署統合後の地域の防犯・治安維持及び安全安心の確保に努めていただくようお願いするもの。



26 県北地域における文化芸術の振興

要望事項

(所管) 文化観光国際部

- 1 県北地域における長崎県美術館分館の整備
- 2 県北地域への文化芸術事業の積極的な展開
- 3 シーサイドホール・アルカスさせぼの天井等改修工事期間中の財政支援

現状・課題

- 県北地域の中心を担う佐世保市において、質の高い文化芸術を醸成するための美術活動の拠点として、さらには、文化芸術によるまちの新しい価値や魅力の構築を通じて地域振興を図る拠点として、新たな美術館は必要不可欠である。県北地域住民に身近に文化芸術へ触れる機会を提供するためにも、当地域における長崎県美術館の分館の整備をお願いするもの。
- 県民が等しく文化芸術に触れる機会の均衡と、県北地域の文化芸術の振興を図るために本市が行う文化芸術事業に対し、財政支援をお願いするもの。
- 「シーサイドホール・アルカスさせぼ」の天井等改修工事を実施した場合において、工事期間中の一時的な施設利用休止に伴う施設利用料の減収に対する財政支援をお願いするもの。



長崎県美術館



アルカスSASEBO

27 県立武道館の機能拡充

要望事項

(所管) 教育庁

- 1 県立武道館弓道場遠的用競技施設の佐世保市中央公園への整備

現状・課題

- 県内では、長崎市と大村市に、近的と遠的の両種目が同時開催できる屋内射場施設があるが、佐世保市及び県北地域には整備されていない。
- 本市内で県民体育大会等の遠的競技を開催する場合、県立武道館近くの学校グラウンドに仮設射場を設置しなければならず、天候の影響を受ける状況である。
- 県北の競技者が日常的に遠的競技を練習できる環境が整っておらず、県北地域における弓道競技の更なる普及及び競技力の向上を図るため、公式競技施設としての遠的競技施設が必要である。



28 幹線道路の整備促進

「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項

要望事項

1 道路改築事業（県事業）

●**俵ヶ浦日野線**
（赤崎工区、船越工区）

●**春日瀬戸越線**

都市計画道路（春日町交差点～泉福寺交差点）

●**佐世保日野松浦線**

（棕呂路トンネル〔仮称〕）早期着手

●**佐々鹿町江迎線**

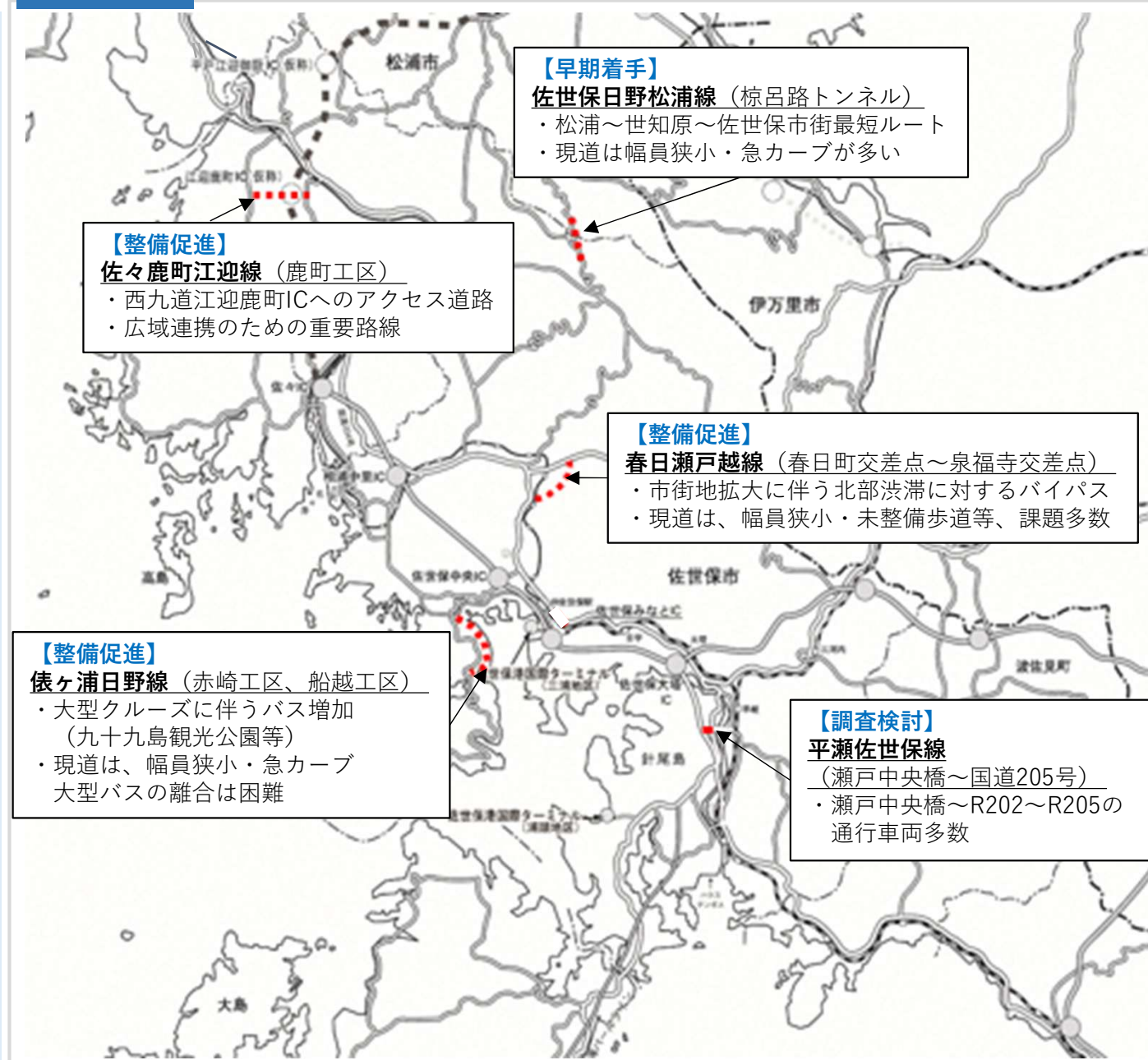
（鹿町工区）

●**平瀬佐世保線**

（瀬戸中央橋～国道205号アクセス）調査検討

現状・課題

（所管）土木部



29 地域鉄道「松浦鉄道」の施設整備推進及び運転士不足に対応した支援策の充実

「佐世保市国土強靱化地域計画」関連事項

要望事項

(所管) 地域振興部

- 1 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- 2 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- 3 松浦鉄道に対する県の補助制度の拡充
- 4 運転士不足に対応した支援措置等の創設

現状・課題

- 松浦鉄道が保有する鉄道施設の多くは旧国鉄時代に建設されたもので、経年劣化による施設整備費用が増大しており、それを支える沿線自治体の負担も増大しているため、国の適切な地域鉄道への支援が必要である。
- 松浦鉄道は、佐賀県・長崎県に跨る広域鉄道であり、上記要望事項については、県から国への働きかけを行うことを求める。
- 広域鉄道である松浦鉄道の負担軽減策として国庫補助対象でない事業に対して、県の補助制度の拡充を求める。
- 運転士不足のため、令和4年9月から減便されており、継続的な運行を行うには、運転士不足に対応した支援制度が必要である。



出典：松浦鉄道(株)

30 離島航路の確保・維持

要望事項

(所管) 地域振興部

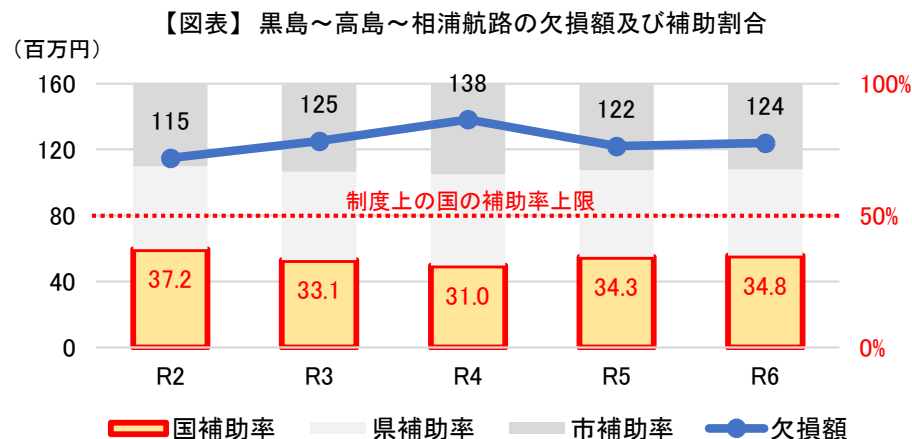
- 1 離島航路運営費等補助金の算出方法の見直しの働きかけ
- 2 国の要綱に定める補助率上限での補助交付の働きかけ
- 3 補助対象経費の要件緩和の働きかけ

現状・課題

- 離島航路運営費等補助金の算出に用いる標準単価は、航路の実情と乖離（旅客収入、燃料費）していることに加え、補助充足率は制度上の1/2に届いておらず、自治体の負担となっている。（黒島～高島～相浦航路）
- 就航船舶のドック期間中、代船が非旅客船（定員12名以下）であるとの理由で、当該期間の運航経費が補助対象外経費とみなされているが、旅客船規模の代船の確保は非常に困難な状況であり、航路運営において負担を強いられている。（神浦～寺島～柳航路）

制度概要

- 補助対象経費の算出は効率的な運営を行った際の標準収支見込により求める標準化方式を採用
- 欠損見込額全体に対する補助充足率は1/2



所管先一覧

要望項目（最重点課題）	所管
1 石木ダムの建設促進	土木部河川課 県民生活環境部水環境対策課
2 水道事業に対する県の主体的関与	土木部河川課 県民生活環境部水環境対策課
3 佐世保港におけるすみ分けの推進	危機管理部基地対策・国民保護課 水産部漁業振興課
4 造船能力の強化及び米海軍艦船の整備	危機管理部基地対策・国民保護課 産業労働部企業振興課
5 崎辺地区等における防衛施設整備の更なる推進	危機管理部基地対策・国民保護課
6 米国原子力艦の寄港に係る諸問題	危機管理部基地対策・国民保護課
7 前畑崎辺道路の整備促進	危機管理部基地対策・国民保護課
8 佐世保港国際クルーズ拠点整備に関連する道路整備	土木部道路建設課
9 企業誘致の推進	産業労働部企業振興課
10 西九州自動車道の整備促進	土木部道路建設課
11 一般国道205号の整備促進	土木部道路建設課
12 一般国道35号及び周辺交差点の整備促進	土木部道路建設課、道路維持課
13 JR佐世保線等の輸送改善	地域振興部新幹線対策課、交通政策課
14 地域の足であるバス等に対する支援の拡充	地域振興部交通政策課
15 佐世保地域の医師等医療人材の確保	福祉保健部医療政策課、医療人材対策室
16 離島地域における夜間の急患搬送体制の確保	防災危機管理部防災企画課 福祉保健部医療政策課

要望項目（最重点課題）	所管
17 佐世保市と畜場への支援	農林部畜産課
18 離島における家畜診療所の体制整備	農林部畜産課
19 有人国境離島法の延長等に向けた要望活動と先導的役割の取組	地域振興部地域づくり推進課

要望項目（重点課題）	所管
20 離島地域における医療対策の充実	福祉保健部医療政策課、医療人材対策室
21 鳥獣被害防止対策及び助成措置の拡充	農林部農山村振興課
22 佐世保市子ども発達センター「療育部門」に対する支援	福祉保健部障害福祉課
23 急傾斜地崩壊対策事業の整備促進	土木部砂防課
24 二級河川の整備促進	土木部河川課 危機管理部防災企画課
25 相浦警察署統合後の地域の安全安心の確保	警察本部警務部警務課
26 県北地域における文化芸術の振興	文化観光国際部文化振興課
27 県立武道館の機能拡充	教育庁体育保健課
28 幹線道路の整備促進	土木部道路建設課、都市政策課
29 地域鉄道「松浦鉄道」の施設整備推進及び運転士不足に対応した支援策の充実	地域振興部交通政策課
30 離島航路の確保・維持	地域振興部交通政策課

